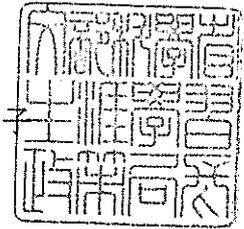




29文科生第13号
平成29年4月7日

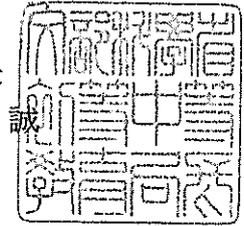
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長
有松 育



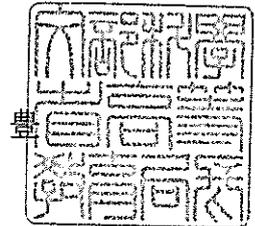
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠



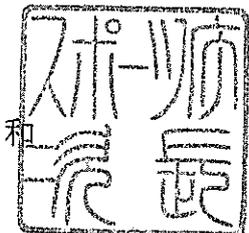
(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
常盤 豊



(印影印刷)

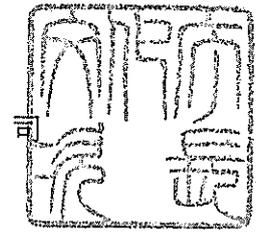
スポーツ庁次長
高橋 道和



(印影印刷)

文化庁次長

中 岡



(印影印刷)

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）

文部科学省では、これまで学校教育を中心に展開されてきた特別支援教育施策を、就学前や学校卒業後も含めた総合的な取組として展開していくことが必要であるとの認識のもと、昨年12月に別添1のとおり「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。

さらに、このたび、障害者の生涯にわたる多様な学習活動の充実を期して、別添2のとおり「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する大臣メッセージを公表しました。

あわせて、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を設けるとともに、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に総合的に取り組むこととしています。

貴職におかれては、文部科学省との連携協力により、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援する観点から、下記のとおり、特段の御配慮と御協力をお願いします。

都道府県教育委員会におかれては所管の学校等（専修学校を含む。）及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校等（専修学校を含む。）に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び学校（専修学校を含む。）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては管下の附属学校に対し、専修学校を置く国立大学長におかれては管下の専修学校に対し、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対し、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

障害のある子供が、学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、就学前や卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要です。

このため、文部科学省においては、障害者のライフステージ全体に着目して、多様な学習活動を支援する取組を推進する体制を確立し、厚生労働省等とも連携しながら、教育やスポーツ、文化の施策全体にわたって一体的に推進するため、「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設けました。

各都道府県及び市町村におかれても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を進めていただくことが重要です。別添1に記載の文部科学省の取組のうち、平成29年度の主な予算事業を一覧にまとめましたので（別添3）、本資料も参考にしながら、取組の充実を図っていただくようお願いします。

また、こうした取組の推進等を行う部署を明確にするなど、体制の整備・充実を図っていただくようお願いします。

なお、都道府県及び指定都市におかれては、文部科学省に置かれた「障害者学習支援推進室」との連絡調整を行う担当窓口を明確化していただくようお願いします。

第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

文部科学省では、スポーツ活動や文化活動を含む障害者の生涯学習を支える活動について、その内容が他の模範と認められる団体等に対し文部科学大臣表彰を行うことを予定しています。

後日、要綱に基づき被表彰対象候補の推薦を依頼する予定としていますが、都道府県及び指定都市におかれては、域内の団体等のうち被表彰対象として適切な候補の推薦をお願いします。

特に、スポーツ分野では、既に生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰等の制度があり、障害者スポーツ団体が表彰されている実績もありますが、今般新たに設ける表彰制度においても、表彰の対象となる予定ですので、積極的な推薦に御配慮いただくようお願いします。

第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

平成26年度に障害者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省へ移管されたことに伴い、国レベルでは障害者スポーツを含めたスポーツの事務が一元化されています。

しかしながら、国と同様にスポーツの事務が一元化されている都道府県は7都県であり、多くの地方公共団体では障害福祉部局が障害者スポーツの事務を担っている状況です。障害者スポーツを各地域に普及するに当たっては、人材、ノウハウ、施設等を有するスポーツ部局や、公立学校を所管する教育委員会等との連携・協働による取組が不可欠です。

各地方公共団体におかれましても、障害者スポーツを含めたスポーツの事務の一元化を含め、障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制を整備いただくようお願いします。

第4 「Special プロジェクト 2020」について

スポーツ庁では、平成32年(2020年)に全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の全国的な祭典を開催するための「Special プロジェクト 2020」を推進していますが、その一環として、平成29年度から同プロジェクトに向けたモデル事業(別添3の別紙1)を地方公共団体に委託して取り組むこととしています。各地方公共団体におかれては、同プロジェクトの趣旨を踏まえ、都道府県の関係部署、スポーツ・文化関係団体、特別支援学校、経済団体等が連携してプロジェクトの推進に向けた体制を構築していただくとともに、積極的なモデル事業の受託について御配慮いただくようお願いします。

第5 障害者による文化芸術活動の充実について

文化庁では、障害者の優れた文化芸術活動を広く一般に普及するための取組の調査研究や、国内外での成果を発表するための公演、展覧会の開催、特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供、小中学校等の子供たちへの障害のある優れた芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供など、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援を行っています(別添3の別紙2)。こうした支援を活用しつつ、障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、さらには、障害の有無にかかわらず、あらゆる人々の相互理解へとつながる文化芸術活動の充実に努めていただくようお願いします。

第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

近日中に告示を予定している特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、障害のある児童生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、持てる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努

めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮することについて位置づける予定です。学校設置者におかれましても、この趣旨を踏まえ、小・中学校等も含め、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実に努めていただきますようお願いいたします。

また、現在、多くの特別支援学校で行われている、卒業生の様子をフォローアップしたり、進路などの相談窓口になったりするなどの支援は重要な取組であり、引き続き障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実をお願いいたします。

第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

障害者の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々や地域の障害者に対する理解を進めていくことが必要です。このため、平成29年3月31日に告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等においても、特別支援学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある子供たちとの交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを求め、障害者に対する理解に関する内容を充実させているところです。この趣旨を踏まえ、学校教育における取組の充実に努めていただくようお願いいたします。

第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

文部科学省では、大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）における障害のある学生の支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、検討結果を「第二次まとめ」（別添4）として3月に取りまとめました。

第二次まとめは、学長等の大学等の教職員や学生、高等学校・特別支援学校・専修学校、ハローワーク等の就職支援機関等、全ての関係者が、障害のある学生に対する支援への理解を深め、適切な支援を行うため参照することを想定しています。また、これらの支援の充実に、行政機関の福祉担当部局等との連携も不可欠であるため、地方公共団体においても参照いただきたいと考えています。

この第二次まとめを広く周知し、関係者間の共通理解と連携を深め、大学等におけるこれらの取組の充実に努めていただきますようお願いいたします。

本件担当

【全般に関する内容及び第1，第2に関する内容について】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

障害者学習支援推進室

TEL 03-5253-4111（内線3460）

【第3，第4に関する内容について】

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

障害者スポーツ係

TEL 03-5253-4111（内線3490）

【第5に関する内容について】

文化庁文化部芸術文化課

企画調査係

TEL 03-5253-4111（内線2828）

【第6，第7に関する内容について】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

企画調査係

TEL 03-5253-4111（内線3193）

【第8に関する内容について】

文部科学省高等教育局学生・留学生課

厚生係

TEL 03-5253-4111（内線2519）

文部科学省が所管する分野における 障害者施策の意識改革と抜本的な拡充

～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～（概要）

1. はじめに

- 文部科学省が、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、生涯学習（教育、文化、スポーツ）を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない。

2. 障害者の生涯学習施策推進の視点

- タスクフォースで、現在も、生活の場である福祉施設や仕事の場、特別支援学校等で生涯学習的活動施策が行われていることが報告された。
- これは、人の豊かな生活には、仕事、生活の保障のみならず、生涯学習の環境、体験の中から、生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となるため、現場がニーズに応じて対応しているもの。
- このため、障害者であっても生涯学習を享受できるように取り組み、生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを障害者施策の目的の中に位置づけていくことが文部科学省に求められている。

3. 文部科学省において取り組むべき課題について

(1) 障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設

- 文部科学省の障害者施策の意識改革と抜本的な拡充の旗手として、生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、省横断的な推進体制を確立するとともに、速やかに「障害者学習企画室」（仮称）を置くことを目指す。

(2) 生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題について

- 学校教育外における障害者の学習機会の充実に向けて、特別支援学校も含めた「地域学校協働活動」の推進、「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」など様々な主体により実践されてきた学習モデルの普及等に取り組む。
- 障害者の芸術の鑑賞機会の充実等を行うとともに、特別支援学校への芸術家を派遣する事業等により障害者が芸術活動に取り組む裾野を拡大。また、優れた才能を伸ばしていくため、障害者の芸術の公演や展覧会等の発表の機会の充実を図る。
- 「Special プロジェクト 2020」に向けた取組を加速させ、「障害者スポーツ・文化週間」（仮称）等をプロモートしていく。

(3) 教育分野において取り組むべき課題について

- 特別支援学校における障害のある子供たちのキャリア教育の充実、生涯学習を奨励するとともに、学校と卒業後の進路や生涯学習の活動の場との連携の促進に取り組む。
- 大学等において、特別支援学校との接続の推進や、支援の中核的拠点を整備する等により、障害のある学生の支援体制を充実するとともに、各大学の障害のある学生の支援情報の積極的な情報提供を促進する。また、障害のある学生への支援を補助する学生の組織化・養成を促進する。

文部科学省が所管する分野における 障害者施策の意識改革と抜本的な拡充

～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～

平成28年12月14日
特別支援総合プロジェクト
タスクフォース

1. はじめに

政府は、一億総活躍社会、すなわち、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会の実現に向けて総力を挙げている。この達成のために障害者の活躍が不可欠であることは論を俟たない。もちろん、ここでいう「活躍」とは、単に働くことだけにとどまるものではなく、障害者がそのすべてのライフステージにおいて豊かで充実した生活を送れるようになることを意味するものである。

これまで、文部科学省における障害者施策は、特別支援教育をはじめとする学校教育政策を中心に展開されており、学校を卒業した後については、障害者雇用や障害福祉サービスによる就労支援、生活支援といった労働・福祉政策に委ねられてきた。

しかしながら、障害者が学校を卒業した後の豊かで充実したライフスタイルを思い描くときに、企業や障害者就労施設等といった「就労の場」とそれ以外の「日常生活の場」だけではなく、文化やスポーツに親しんだり、新しいことを学んだりする「生涯学習の場」を忘れてはならない。

健常者であれば、民間によるサービスも含めて多様な活動が実施され、必ずしも行政の支援を受けなくても、これらに参加することができる。また、障害者であっても在学中であれば、学校活動の中でこれらの機会を得られるが、学校を卒業してしまうと、こうした機会自体が少なく、機会があっても移動手段や情報取得に制約がある。このことは、障害の程度が重く、自立した生活の難しい障害者ほど顕著である。

文部科学省は、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあう土壌となり、幸福で豊かな生活を追求する基盤となっていく行政分野を所掌している。

学びは、すべての人々にとって、学校を卒業した後も、あらゆるライフステージでの夢や希望を支える役割を担っているものであり、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、障害者の生涯にわたる学習を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない。

2. 障害者の生涯学習施策推進の視点

タスクフォースにおいては、これまでの障害者施策として、障害者の雇用、福祉及び保健を担当する厚生労働省が中心となり、障害者の就労の機会を確保するとともに、日常生活の困難の解消や障害に応じた福祉サービスの提供等を中心に展開されてきたことが報告された。

また、文部科学省においては、特別支援教育の推進に努め、キャリア教育や自立活動等を充実させ、障害のある子供たちの将来の困難をできるだけ緩和し、将来の活躍を応援していくための取組を進めてきたことが確認されたところである。

一方で、これらの施策の場においては、例えば、

- ・ 就労の場である「就労継続支援B型」の事業所において、作業以外にも地域活動への参加や余暇活動に取り組むなど、障害者の活動の場として機能している場合がある、
- ・ 障害者支援施設等においては、地域における施設への理解を深めるために、地域交流のイベント等が行われる場合があり、入所者にとって充実した時間となっている、
- ・ 特別支援学校においても、劇場等における芸術鑑賞会等を実施する例があり、学校を離れた場では鑑賞の機会等が少ない中で子供たちや保護者に喜ばれている、
- ・ 特別支援学校卒業後においても、部活動等の学校活動に参加することができる場合があり、障害者の活動の場の一つとなっている、

といったことが報告されている。

これらの取組は、障害者の様々な活動のニーズに、主として就労や福祉、学校教育を目的とした場が応えている例である。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事を通じて賃金を得、社会における役割を確認していくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。学校や企業、障害者支援施設等がこれらの施策の不足を補ってきた積み重ねが、現場において生涯にわたり学び続ける施策が展開されているとの報告に顕れていると思われる。

タスクフォースでは、一億総活躍を推進している政府の中であって、障害者であっても生涯にわたって学び続けることができるよう取り組み、生き甲斐づくり、地域との繋がりがづくりを障害者施策の目的の中に位置づけていく意識改革と抜本的な拡充が、文部科学省に求められていると考える。

このため、文部科学省においては平成29年度以降、このような視点を踏まえた課題への対応が必要であると考ええる。

3. 文部科学省において取り組むべき課題について

(1) 障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設

障害者の生き甲斐ある生活と地域との繋がりづくりを推進していく上では、文部科学省として、特別支援学校を中心とした福祉施策や障害者雇用施策との連携を進めるこれまでの施策に留まらず、障害者が生涯学び続けることのできる機会の提供を総合的に支援していくことが重要である。

これらの取組については、

- ① 教育、スポーツ、文化といった施策を文部科学省が一体として推進していくことが必要であること、
 - ② 従前は個々に行われていた取組を、生涯を見通した視点の下に、相互に関連しつつ企画立案し調整する機能が重要であること、
 - ③ 障害者のライフステージ全体に注目していく視点が重要であること、
- から、生涯学習政策局を中心に省を挙げて展開していくことが重要である。

このため、生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、省横断的な推進体制を確立するとともに、速やかに「障害者学習企画室」(仮称)を置くことを目指す。

特命チーム及び障害者学習企画室は、生涯学習政策局で実施する施策に留まらず、初等中等教育、高等教育、スポーツ、文化の全体的な施策にわたって、省内の各部局と調整しつつ、文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充の旗手としての役割を果たす。

(2) 生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題について

① 生涯を通じた学びについて

上記のように、障害の程度にかかわらず、障害者がそれぞれのライフステージに応じて学ぶことができる環境を整えることは重要である。この点、学校教育外における障害者の学習は、いわゆる「障害者青年学級」として各地の特別支援学校や公民館等で行われてきた取組が代表的であるが、ほかにも大学の公開講座や青少年教育施設など、様々な場で、様々な主体により実践されてきたところである。企業の支援も受けながら、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、障害者の学習機会を提供する事例も出ている。

今後、下記に示す障害者の生涯学習を充実するための体制づくりや学習モデルの普及等に取り組むことが重要である。

(地域学校協働活動推進事業の展開)

障害者も含め誰もが活躍し、自己実現できる社会を実現するためには、幅広い地域

住民等の協力により、子供たちが見守られ、支えられ、多様な活動に参加できるような環境を整備することが重要である。

このため、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を特別支援学校も含め、全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等における多様な学習・体験プログラムを促進するとともに、好事例を展開することが重要である。

(国立青少年教育施設における障害のある青少年を対象にしたプログラムの実施)

国立青少年教育施設において、身体障害や発達障害のある青少年が自然と触れ合い、仲間とともに生活し、多くの人と交流することを通して、自主性、コミュニケーション能力、社会性等を育むことができるよう、引き続き宿泊・自然体験活動などのプログラムを実施することが重要である。

(放送大学の充実・整備)

放送大学では、現在、職業、年齢、地域を問わず、学部・大学院を合わせて約9万人の学生が学んでおり、全学生数に占める障害者の割合が高い(0.84%(全国平均0.68%))。

障害のある学生に対しては、その障害に応じて、車椅子での受講可能な座席の確保、印刷教材の点字化、放送授業の字幕化、単位認定試験における点字問題・音声問題・拡大問題での出題や介助者による代筆の許可など、受け入れ体制や環境を整えており、障害者の高等教育の機会が開かれるために、これらの取組を引き続き実施することが重要である。

(障害者による生涯学習を支援するモデルの普及)

障害者の生涯学習の場として、いわゆる「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」などが重要な役割を果たしている。今後、障害者が学校卒業後も学び続けるこれらの場について、好事例の普及に向けて検討することが重要である。

② 文化活動について

文化芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の文化芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共に生きる社会を実現していく上で非常に重要である。

また、障害者の文化芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す文化芸術作品は、これまでの文化芸術の評価軸に影響を与え、文化芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、文化芸術の発展に寄与する可能性を有するものである。

このため、その支援に当たっては、上記の意義を踏まえ、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である観点から「裾野を広げる」という視点と、障

害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化していく観点から、「優れた才能を伸ばす」という視点を念頭に行っていくことが重要である。

(裾野を広げる取組について)

障害者が文化芸術を鑑賞する機会を拡大していくために、地域の劇場・音楽堂等における点字や副音声による解説や、助成対象となった映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作、障害者の鑑賞に必要な対応ができる人材の育成など、家族や友達とともに鑑賞できる環境づくりに資する取組を推進していくことが重要である。

また、障害者が文化芸術を創造する機会を拡大していくために、特別支援学校等に芸術家を派遣し、子供たちが対話や創作、表現に係る体験活動ができる取組や、卒業後も文化芸術の創造活動を続けることができるような環境づくりに資する取組を推進していくことが重要である。

(優れた才能を伸ばす取組について)

障害者が目標を持ち、その優れた才能を伸ばしていくために、特別支援学校等の子供たちによる作品の展示など発表の場を確保するとともに、卒業後も障害者による優れた文化芸術活動に関する展覧会等の場を確保し、国内外に発信していく取組を推進していくことが重要である。

こうした文化芸術活動を通じた障害者に対する支援策を厚生労働省など関係省庁と連携しながら講じていくことにより、特別支援学校等に通う子供たちや卒業した方々の心の安寧と、障害の有無に関わらずあらゆる人々の相互理解へとつなげ、スポーツと文化の祭典である東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者による文化芸術活動の推進に関する気運を高め、我が国の文化芸術のレガシーの一つとなるよう推進していく。

③ スポーツ活動について

スポーツに関しては、2020年に東京でパラリンピックが開催されるが、東京大会のレガシーとして共生社会を実現するためには、特別支援学校の子供たちをはじめとする障害者が、夢や希望を持ちながらパラリンピックをはじめとした様々な活動に積極的に参画し、どのような立場であっても、2020年が特別の年であったと実感できるようにすることが不可欠である。

このため、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する「Special プロジェクト 2020」に向けた取組を加速させ、障害者が「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会の充実、障害の有無を超えて地域の誰もが心を触れ合う機会の充実に取り組むことが求められる。

文部科学省においては「Special プロジェクト 2020」に向けた取組として、今年度、文部科学省ボッチャイベントを開催したところであるが、このような取組を一過性のものとして終わらせることなくオールジャパンの取組として発展させるために、「障害者ス

ポーツ・文化週間」(仮称)等としてプロモートし、国のみならず様々な関係者による様々な分野での取組を推奨していくことも考えられる。

なお、「Special プロジェクト2020」や「障害者スポーツ・文化週間」(仮称)の取組の推進にあたっては、国、地方自治体、全国特別支援学校長会等の学校教育団体、中体連・高体連等の学校体育団体、日本障害者スポーツ協会等のスポーツ団体、文化関係団体、障害者関係団体、経済界等の様々な関係者が連携協力して一つの方向に向かって取り組むことが求められることに留意することが必要である。

(3) 教育分野において取り組むべき課題について

① 特別支援学校等の学習内容の充実や関係機関の連携

障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある子供たちに対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動が展開されるとともに、教育のみならず、福祉や労働、生涯学習等の各分野が連携して障害者を支援する体制が整備されることが重要である。そのため、以下のような取組が必要である。

(障害のある子供たちのキャリア教育の充実や生涯にわたる学習の奨励)

特別支援学校高等部における昨今の状況を見ると、普通科在籍生徒の割合が増え、卒業後の志望進路も、かつてのような特定の職種に限られず、高等教育機関への進学等から企業就労まで、多様になっている。学校卒業直後の進路だけではなく、その後の長い人生をも見据えて、幼児教育から初等中等教育まで一貫性のある指導を行い、個々の志望を適切に踏まえた進路指導を行うなど、単なる「就労支援」から「キャリア教育」への転換を図ることが必要である。

また、就労だけではなく、卒業後の生活において、スポーツ活動や文化活動などを含め、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、各教科や自立活動、特別活動等を通じて、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるようにすることが重要である。

このため、次期の学習指導要領における記述を充実し、全国的にこうした取組が実施されるようにする必要がある。

(学校と卒業後の進路や活動の場との連携の促進)

障害のある子供たちが、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校等と、企業や障害者就労施設等、高等教育機関といった卒業後の進路とが、密接な連携を図ることが不可欠である。また、生涯学習や文化、スポーツといった卒業後の活動の場との連携も同様に重要である。

このため、学校教育部局と、福祉や労働、生涯学習等の部局が連携し、一貫した切れ目ない支援体制を構築する地域を支援する方策を検討することが必要である。また、特別支援学校等が必要に応じて、卒業後一定の期間様子をフォローアップしたり、相

談窓口になったりするなど、障害のある子供たちが円滑に次のステップに進めるよう、各学校による支援を促していくべきである。

② 大学等における支援体制の充実

障害の有無に関わらず、意欲と能力のある学生を受け入れ、社会で活躍できる力を身につけさせるのは大学等の最も重要な責務である。そのためには大学等において、障害のある学生に対して入口から出口まで適切な支援が提供できる体制を整備することは急務であり、以下の観点での取組が必要である。

(障害のある学生への支援体制の充実)

障害のある学生の支援は、学修内容や障害の程度、本人の希望等々により、その内容は学生ごとに異なる。そのような中で、ニーズを把握し適切な支援内容を選択し実施するためには、専門組織の整備・専門人材の配置が必要である。

また、ソフト・ハードの両面において、障害者が利用しやすい環境を予め整備する事前的改善措置が重要である。

一方で、各大学等の単独での取組には限界があることから、大学等や高等学校、特別支援学校との接続の推進に加え、行政・福祉機関等との連携を図り、オールジャパンでの支援体制の構築・強化の在り方を考えていくことが必要である。そのためには、支援の中核的拠点を整備し、各大学等への助言、専門人材等の共有、社会の支援資源の有機的な連結の研究等を進め、これらのノウハウを集積した、障害のある学生支援スタンダードを確立・共有していくことが重要である。

(支援情報の積極的な提供)

特別支援学校等を卒業した者が大学等に進学する上で、そこで必要な支援を受けられるかどうかは判断の重要な要素となる。この情報が不十分であるがために、進学という選択肢の検討自体を断念する可能性もある。

したがって、各大学等における支援体制、内容、実績、施設やキャンパス内移動におけるバリアフリー状況を示したバリアフリーマップなど、障害者が大学等への進学を考える上で必要となる情報の積極的な発信を促進し、進学するに当たってのバリアを下げる取組が必要である。

(支援補助学生の養成と社会への輩出)

障害のある学生の支援について、コーディネーターや教職員のみで行えない業務について、学生相互による支援の取組を活性化することが重要である。そのため、各大学等において、学生が障害のある学生の支援を補助する支援補助学生の養成・活用・組織化を促進することが必要である。

また、2020年東京パラリンピックの関係機関と協力し、ボランティアとして活躍できる場を提供することも有意義である。

開催経緯

- 第1回 平成28年11月9日(水) (障害のある子供たちの進路について ①)
議題：特別支援学校長会からのヒアリング
要旨：特別支援学校の生徒の卒後の進路について、①特別支援学校長会側からの要望の聴取、進学上の課題の聴取、②福祉・就労の現状について厚生労働省から意見聴取。
- 第2回 平成28年11月21日(月) (障害のある子供たちの進路について ②)
議題：厚生労働省からのヒアリング
「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」座長からのヒアリング
要旨：①厚生労働省から、関係団体や企業側の要望等を含めて、障害者の雇用・福祉について取組状況の聴取、②「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」竹田座長から、障害者の大学進学状況と課題、外国の状況の報告等を聴取。
- 第3回 平成28年12月1日(木) (これまでのまとめ)
議題：自由討議によりこれまでの議論を中間的に総括。
要旨：文部科学省から打ち出していく施策の中心的なイメージとして、就労、生活保障に加えて、文部科学省から生涯学習を通じた障害者の「生き甲斐づくり」「地域との繋がりづくり」を打ち出す方向性を確認。
- 第4回 平成28年12月7日(水) (スポーツ・文化について)
議題：日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟からのヒアリング
障害者芸術推進研究機構からのヒアリング
要旨：①日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟の各専務理事から、各団体の特別支援学校との連携について聴取、②障害者芸術推進研究機構重光副理事長から、京都における障害者芸術の先進的な取り組みと、教育現場との連携における課題について聴取。
- 第5回 平成28年12月12日(月) (生涯学習、社会との連携について)
議題：東京学芸大学教育実践研究支援センターからのヒアリング
町田市教育委員会生涯学習センターからのヒアリング
東京都立あきる野学園あきるのクラブからのヒアリング
要旨：①東京学芸大学教育実践研究センター菅野教授から、オープンカレッジ東京における生涯学習支援の取組について聴取、②町田市教育委員会生涯学習センター事業係渡部係長から町田市障がい者青年学級の取組について聴取、③東京都立あきる野学園あきるのクラブ宮寄代表から放課後子供教室に関する取組について聴取。

「特別支援総合プロジェクト タスクフォース」の設置について

1. 趣旨

障害者施策の推進の充実は、一億総活躍を実現していくうえで重要な課題であり、文部科学省においては、特別支援学校を中心とした学校教育の観点からのみならず、文化やスポーツ、生涯学習の観点からも障害者と向き合い、そのライフステージ全体にかかわる施策の推進が必要である。

また、特別支援学校については、より地域に開かれるとともに地域から支援されるよう、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を深めつつ、「場」としての機能強化を図っていくことが重要である。さらに、特別支援学校が就学前や卒業後の障害者の交流の場としての役割を果たしていくため、文化やスポーツ、生涯学習等の関係機関との連携を一層進めていかなければならない。

特に、障害者の社会参加を進める上では、卒業後の進路の問題が大きい。このため、企業や福祉施設等障害者の就労先とのマッチングなどハローワークにおける就労支援活動と特別支援学校との連携や、大学や専門学校等高等教育機関のソフト・ハード両面からのバリアフリー化の推進を図っていくための施策の在り方も重要となってくる。

以上を踏まえ、文部科学省の障害者施策を推進するため、「文部科学省 特別支援総合プロジェクト タスクフォース」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 障害者のライフステージ全体にかかわる施策の在り方について
 - (例) 文化、スポーツ、生涯学習等の関係機関における障害者施策（障害者スポーツ、障害者芸術、等）
全国レベルの文化展等における障害者部門の設置促進
- (2) 特別支援学校と地域や社会の連携の推進について
 - (例) 特別支援学校における学校支援地域本部の設置
特別支援学校の防災機能の強化
特別支援学校の児童生徒の全国レベルの文化展・スポーツ大会への参加
特別支援学校卒業生に対する交流機会の提供
- (3) 障害者の就労について
 - (例) 就労に関する障害者や保護者のニーズの把握
就労に向けた特別支援学校における職業教育の高度化
ハローワーク・企業等との連携強化
- (4) 高等教育機関におけるバリアフリーの推進
 - (例) 障害のある学生への支援の在り方
大学施設のバリアフリー

メンバー

(主査)	義家 弘介	文部科学副大臣
(主査代理)	串田 俊巳	大臣官房総務課長
	丸山 洋司	初等中等教育局 特別支援教育課長
(メンバー)	森下 平	初等中等教育局 特別支援教育課 特別支援教育企画官
	田井 祐子	初等中等教育局 特別支援教育課 専門官
	大類由紀子	生涯学習政策局 生涯学習推進課 課長補佐
	小代 哲也	高等教育局 学生・留学生課 課長補佐
	山之内裕哉	文教施設企画部 計画課 企画官
	田中 聡明	スポーツ庁 障害者スポーツ振興室長
	小林 正浩	文化庁文化部 芸術文化課 課長補佐
(オブザーバー)	寺岡 潤	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐
	日高 幸哉	厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課 障害者雇用専門官
	横倉 久	全国特別支援学校長会会長
(事務局)	松坂 浩史	大臣官房 総務課 副長
	甲 猛志	大臣官房 総務課 法令審議室 審議第三係長
	國光 太郎	大臣官房 総務課 法令審議室 審議第三係員

とくべつし えんきょういく しょうがい がくしゅうか む
特別支援教育の生涯学習化に向けて

へいせい ねん がつ にち
平成 29 年 4 月 7 日

もんぶかがくだいじん まつの ひろかず
文部科学大臣 松野 博一

わたし はかねてより、しょうがい にかたがた にほん しゃかい ゆめ きぼう も
私はかねてより、障害のある方々が、この日本の社会でどうしたら夢や希望を持って
かつやく かんが なか いんしやうてき とくべつし えん
活躍していくことができるかを考えてきました。その中でも印象的だったのが、特別支援
がっこう おも ちできしょうがい しんたいしょうがい せいと ほごしゃ で あ せいと
学校での重い知的障害と身体障害のある生徒とその保護者との出会いです。その生徒は
こうとうぶ ねんせい はる がっこう そつぎょう よてい ほごしゃ そつぎょうご まな こうりゅう
高等部3年生で、春に学校を卒業する予定であり、保護者によれば、卒業後の学びや交流
ば おお ふあん も ほか おお ほごしゃ
の場がなくなるのではないかと大きな不安を持っておいででした。他にも多くの保護者か
ら どうよう ごいけん いただ
ら同様の御意見を頂きました。

これまでのぎょうせい しょうがい にかたがた たい がっこう そつぎょう とくべつし えんがっこう
これまでの行政は、障害のある方々に対して、学校を卒業するまでは特別支援学校を
はじめとする「がっこうきょういくしさく」によって、がっこう そつぎょう ふくししさく ろうどう
はじめとする「学校教育施策」によって、学校を卒業してからは「福祉施策」や「労働
しさく しえん おこな しょうがい にかたがた
施策」によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障害のある方々
が がっこうそつぎょうご しょうがい つう きょういく ぶんか さまざま きかい した
が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことが
できるよう、きょういくしさく しさく ふくししさく ろうどうしさくとう れんどう しえん
できるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援して
いくことがじゅうよう わたし とくべつし えんきょういく しょうがい がくしゅうか ひょうげん
重要です。私はこれを「特別支援教育の生涯学習化」と表現することとし
ました。

もんぶかがくしょう かんてん さくねん がつ もんぶかがくしょう しまかん ぶんや
文部科学省では、このような観点から昨年12月に「文部科学省が所管する分野におけ
しょうがいしやしさく いしきかいかく ぼっぼんてき かくじゅう こうひょう あわ しょうない たいせい かくりつ
る障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。併せて、省内の体制を確立

するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置しました。さらに、今年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

今後、この「障害者学習支援推進室」を中心に、全省的に「Specialプロジェクト2020」や特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等に取り組んでいきます。

各地方公共団体におかれては、障害のある方々がそれぞれのライフステージで夢と希望を持って生きていけるよう、生涯にわたる学習活動の充実を目指し、生涯学習や特別支援教育、スポーツ、文化、福祉、労働などの関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今週（4月2日～8日）は発達障害啓発週間です。

改めて、国と地方公共団体、企業に加えて地域の皆様と共に、障害のある方々が分け隔てなく、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきたく強く願います。

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に関する 主な平成29年度予算事業

別添3

○Specialプロジェクト2020（新規）

7,600万円

別紙1

2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するために、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施します。

具体的には、特別支援学校を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立を支援するほか、「Specialプロジェクト2020体制整備事業」において、都道府県又は指定都市が地域実行委員会を開催し、Specialプロジェクト2020の体制の検討や特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行いながら、スポーツ教室や文化・アート教室の開催等の実践研究を実施します（10件程度）。その際、放課後等に行われる活動については、例えば「放課後子供教室」の活用も期待されます。

【担当：スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室】

○障害者の文化芸術活動の充実（拡充）

116億円の内数

別紙2

・戦略的芸術文化創造推進事業 7.0億円の内数

芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動や、障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果を発表するための公演・展覧会の開催等を実施します。

・文化芸術による子供の育成事業 52.2億円の内数

特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

小中学校等の子供たちに対し障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

・文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 29.6億円の内数

地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する持続的な地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先進的な取組等を支援します。

【担当：文化庁芸術文化課】

○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、

別紙3

社会参加までの切れ目のない支援体制整備（新規） 3億4,500万円の内数

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援します。（30地域）

本事業は、障害者の学習活動や文化、スポーツ活動等を充実するため、福祉、保健、医療、労働等の部局に加えて、生涯学習、文化、スポーツ等の部局との連携体制を構築することにも活用できます。

（なお、2次募集を検討中です。）

【担当：初等中等教育局特別支援教育課】

○社会で活躍する障害学生支援センター形成事業（新規） 4,500万円

別紙4

障害のある誰もが活躍できる社会の実現のため、大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成します。（2件（予定））

当該事業は大学等が申請・選定されるものですが、高等学校・特別支援学校高等部、自治体関係部局（福祉・労働）との連携が重要であり、「第二次まとめ」の内容も踏まえて、「センター」との様々な協力・取組の実施を御検討ください。

【担当：高等教育局学生・留学生課】

○地域学校協働活動推進事業（拡充）

64億3,500万円の内数

別紙5

地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を特別支援学校を含め、全国的に推進します。

なお、特別な支援を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合に、元特別支援学校教諭、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者などを対象に特別支援サポーターとして配置することが可能です。

【担当：生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室】

Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

別紙1

(新規)

29年度予算額：75,527千円

趣旨等

●2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典を開催**

- ・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
- ・地域住民の主体的な参画

事業内容

①祭典の企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに、関係機関とのネットワークを構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

②各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③祭典に向けたモデル事業の実施

全国的な祭典の開催に向けた具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

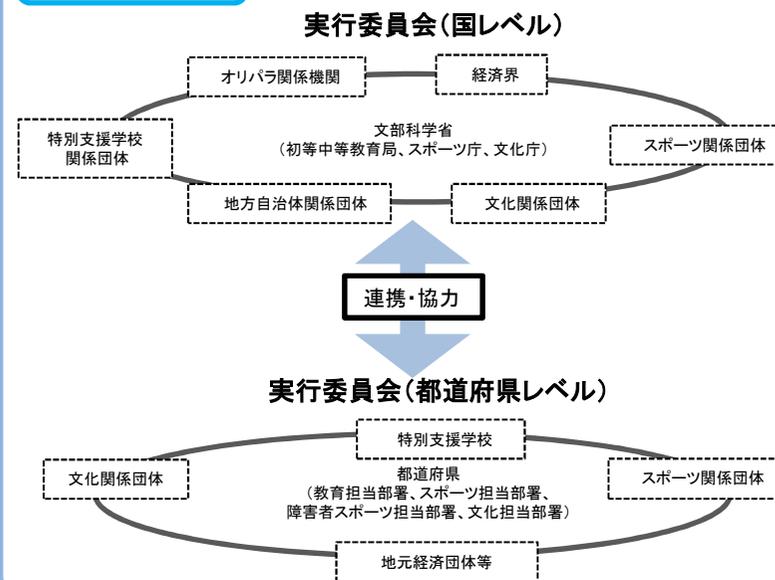
④特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業の実施

特別支援学校等における体育・運動部活動等を充実するとともに、特別支援学校等を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立を支援する。

⑤特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実施体制



効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点づくり**

趣旨

芸術文化振興上の課題解決のため推進することが必要な公演、展示等の芸術活動やその基盤となる取組について、着実に機動的な実施を図るため、公演・展示等の要件（分野、内容、開催地域、対象者、参加者、実施上の留意点等）を国が示し、芸術団体、関係機関等から企画提案を受け、選考した活動について、国が芸術団体等に委託して実施。

これにより、我が国の文化芸術の水準の向上と国民の鑑賞機会の充実を図り、「文化芸術立国」の推進に資する。

事業内容

課題の選定

【芸術文化振興上の課題例】

- 我が国の実演芸術の水準を世界レベルへ高めることや世界へのアピールが必要。
- 地方や離島・へき地において優れた実演芸術を鑑賞する機会が少ない。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等を対象とした社会包摂のための文化芸術活動の充実が求められている。
- 実演芸術に関わる女性の活躍を推進することが求められている。
- 更なる文化芸術の発展のために既存の文化芸術分野の枠組みにとらわれない総合的な取組が求められている。
- 障害者の優れた芸術活動の普及の促進が求められている。

要件の提示

要件の提示

【想定される取組の例】

- 世界的に著名な評論家を招へいし、複数の芸術団体の公演を鑑賞し、批評の結果を国内外に公表する取組。
- 地方や離島・へき地において、同種の実演芸術の公演の開催実績が少ない地域における公演の実施。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等に係る地域の課題への対策として、芸術団体と民間企業、特定非営利活動法人等が連携協力して実施するワークショップ等の取組。
- 芸術団体が民間企業、特定非営利活動法人等と連携協力して実施する女性の活躍を推進するための取組。
- 全国各地のユニークベニュー（文化財等）を活用した分野横断型の公演会・展覧会等の実施。【拡充】
- 障害者の優れた芸術活動の調査研究と国内外への公演、展覧会の開催等。【拡充】

企画公募による事業実施

【効果】

- 我が国の芸術文化の水準が世界的なものに高まる → 世界への日本文化の普及とインバウンド拡大
- 国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実 → 居住地域等による鑑賞機会の格差の縮小
- 観客層の拡大 → 入場料収入の増 → 公演数や質の向上 → 観客層拡大といったプラスのスパイラル効果
- 障害者の芸術作品の実態把握・展示の推進 → 障害者の芸術活動の充実



文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

- 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは **子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う**上で大きな効果。
- 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、**子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成**に大きな効果。

■ 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。

■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1 巡回公演事業

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
- 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。

□公演種目 14種目 □公演数 1,550公演程度

2 合同開催事業

- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。

□公演種目:8種目 □公演数:300公演程度



3 芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

□学校公募型 1,550件程度
□NPO法人等提案型 1,100件程度



4 コミュニケーション能力向上事業

- 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
- 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
- 創作や小集団での話し合い等のプロセスを重視。

□学校公募型 100件程度
□NPO法人等提案型 100件程度



豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など
社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、
優れた文化芸術の創造につなげる

地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

先進的文化芸術創造拠点形成事業(予算額 500百万円)

【課題】

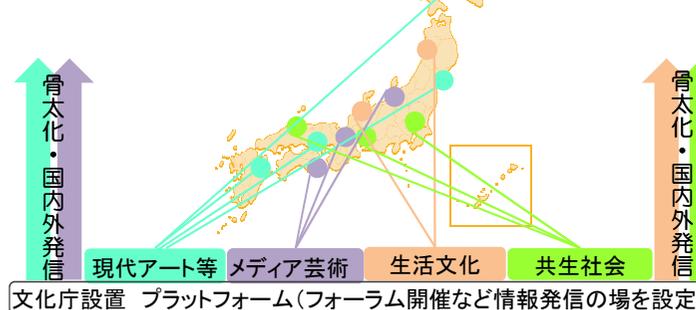
1. 中長期的プランで計画したい地方公共団体が存在
2. 地域の文化芸術を担うプロデューサーなど専門的人材が不足
3. 各団体単独では連携が難しく文化芸術資源を有効に活用できていない
4. 海外発信の戦略性が乏しい
5. 高齢者や障害者等全ての人が参画し活躍できる社会の実現が必要

文化庁が設定する重点分野において、左記課題を踏まえ、**芸・産学官連携**により**持続的な地域経済の発展**や**共生社会の実現に向けた取組を牽引する**地方公共団体の総合的な取組を先進的文化芸術創造拠点として支援

◇先進的文化芸術創造拠点と省庁連携のイメージ



◇先進的文化芸術創造拠点群とプラットフォームのイメージ



文化芸術創造拠点形成事業(予算額 2,400百万円)

○地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した**文化芸術事業を支援**

補助率: 1/2 補助金額8千万円を上限

【取組例】

・芸・産学官で取り組む、地域の音楽、舞踊、演劇の公演、現代アート展、メディア芸術祭等



パシフィック・ミュージック・フェスティバル (北海道札幌市)

アース・セレブレーション (新潟県佐渡市)

○地方公共団体等による文化事業の実施体制を構築する取組を支援

補助率: 1/2 補助金額2千万円を上限

【支援内容】

・実施体制の運営費や調査研究費等

- ・地域で光る文化芸術創造拠点の形成
- ・地方公共団体の文化事業の実施能力向上

原則5年間の継続補助 定額補助 1億円/年
中間評価等により進捗状況を確認し、支援経費に反映

トップレベルの文化芸術創造拠点の形成

【支援内容】

・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業

①文化芸術事業等

- ・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等
- ・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等

②人材育成事業

- ・セミナー等開催費等
- ・専門人材活用の報償費等

③ネットワーク構築事業

- ・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等

●重点分野例

- 現代アート・実演芸術等
- メディア芸術(マンガ・アニメ等)
- 生活文化(工芸・食文化等)
- 共生社会(障害者・高齢者等)

文化芸術創造活用プラットフォームの構築

文化庁は、上記の先進的文化芸術創造拠点を中心として**分野ごと**に**取組や知見をパッケージ化**して**骨太化するプラットフォームを構築**。フォーラムの開催など**国内外への情報発信**等を行う。

芸・産学官連携により、文化芸術資源を活用し、経済的価値、社会的・公共的価値を創出する新たな社会モデルの形成を推進

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、Ⅰ. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、Ⅱ. 特別支援教育専門家等配置 Ⅲ. 特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備【新規】(30地域)
特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

Ⅱ 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 早期支援コーディネーター (74人)

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

③ 就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

④ 外部専門家 (348人)

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)
・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

⑤ 発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

⑥ 合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

Ⅲ 特別支援教育体制整備の推進

① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者：都道府県・市区町村

補助率：1/3

※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助する予定。

【別紙】インクルーシブ教育システム推進事業

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備
 平成29年度予算額 345百万円(新規) 1,452百万円の内数

背景 特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行える体制を整えることが求められている。

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

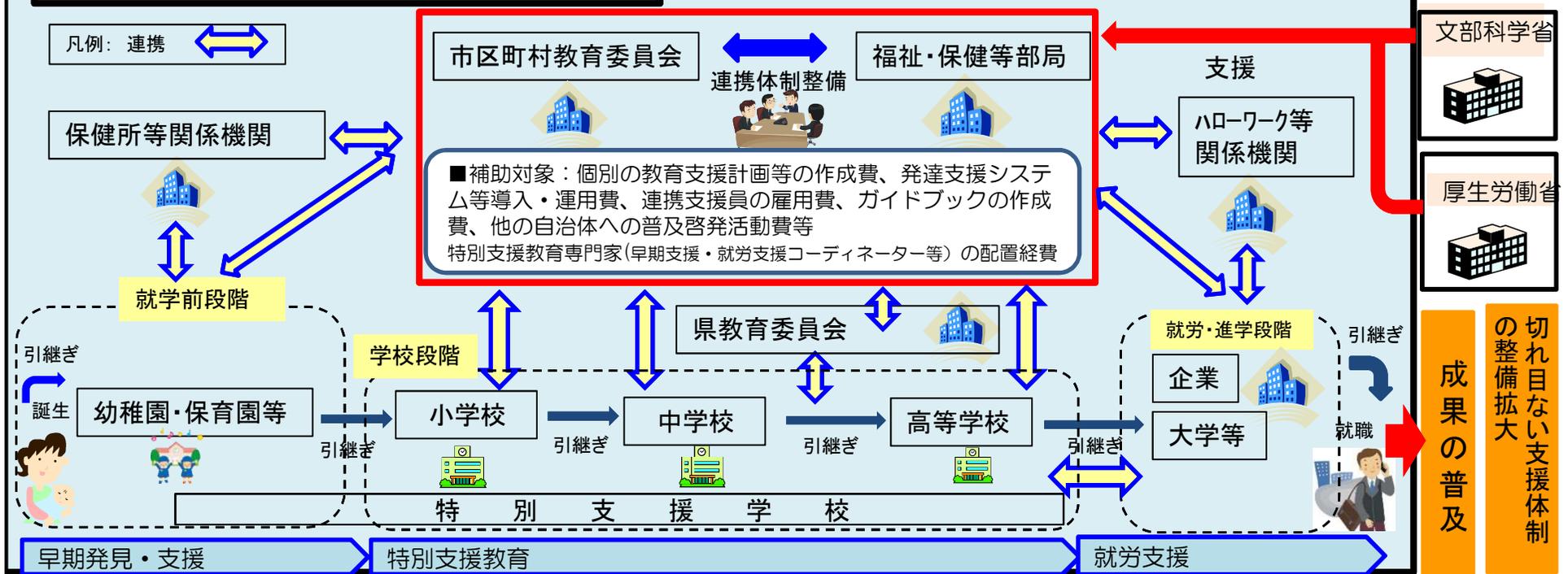
本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築

- ① 就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ② 教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
- ③ 個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
- ④ 切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

共生社会の実現

- 推進支援地域：30箇所
- 申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること
- ※ 福祉・保健部局の申請可
- 補助率：1/3
- 補助対象：都道府県・市区町村
- 最長3カ年補助

市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図



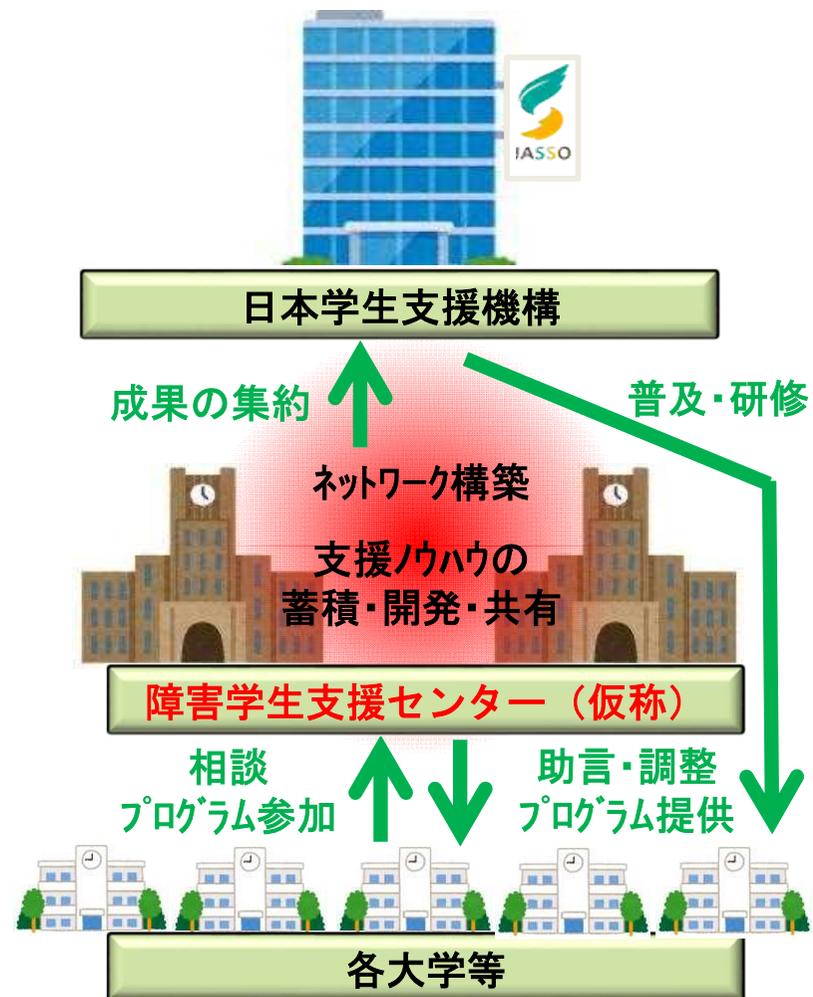
平成29年度予算額 4,500万円 : 2,250万円 × 2件(予定)

背景

- **障害のある学生数の急増**
平成22年から平成27年の5年間で約2.5倍(8,810人→21,721人)に増加。
- **「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)**
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- **「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等**
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- **障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)**
文部科学省において障害学生の修学支援のあり方について検討。

概要

- 障害のある誰もが活躍できる社会の実現のため、大学等における障害学生の修学・就職支援が十分に行われるのに必要な**体制整備やノウハウの蓄積・開発・共有**が求められている。
- これを受け、大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、必要な取組を連携して進めるため、「**社会で活躍する障害学生支援センター**」(仮称)を形成する。



【構成(例)】

- ・ 幹事大学
A大学
- ・ 連携大学
B大学、C大学、D大学、
E高専(複数校)
- ・ 連携機関
F県、G市、H高校、I 特別支援学校、
Jハローワーク、K社、L社 等

【取組(例)】

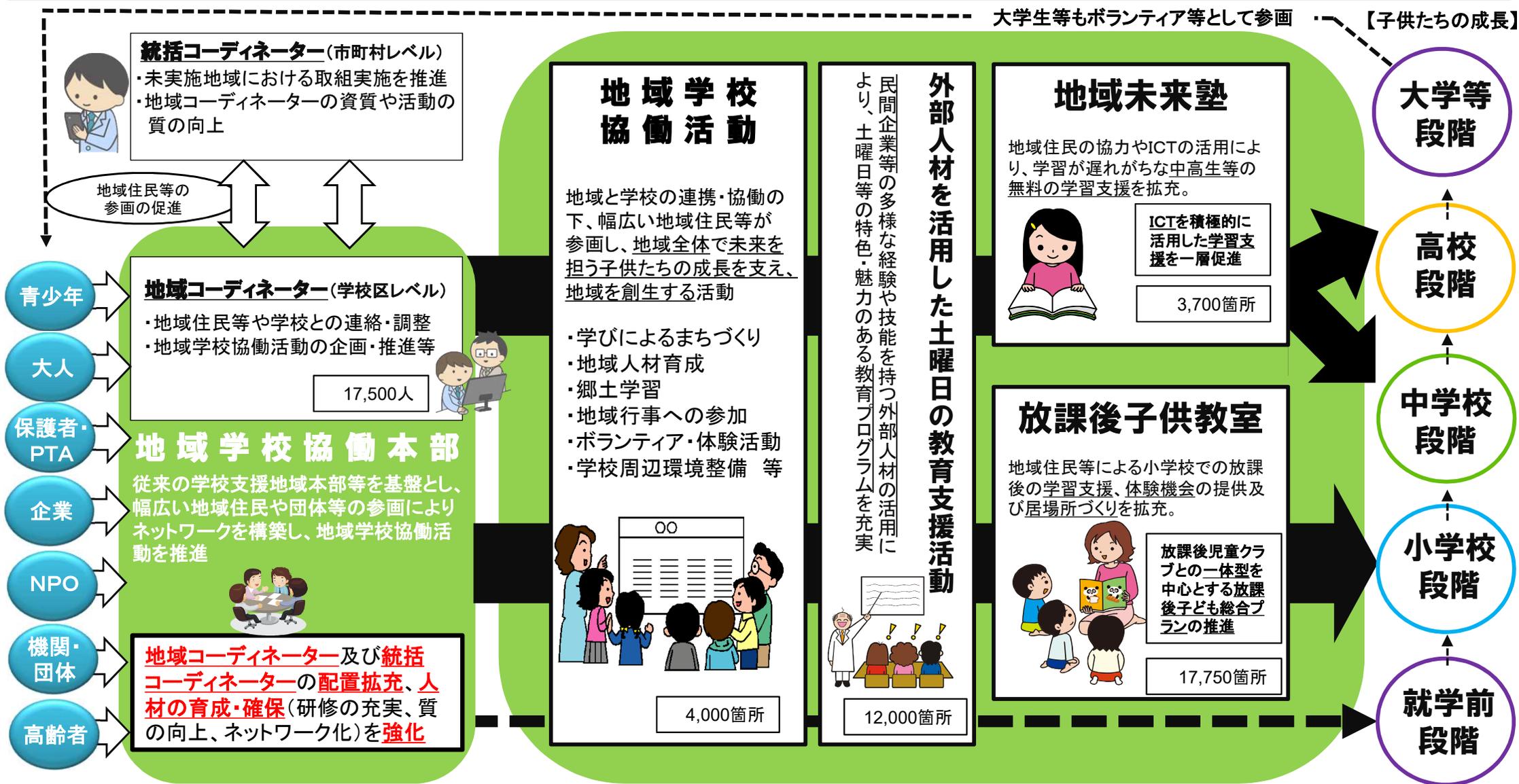
- ① 大学等からの相談に対しての専門的な助言の実施
- ② 専門的な知見・技術を有する支援人材の養成・派遣
- ③ 支援補助学生の養成・組織化の促進、研修の実施、他大学への派遣
- ④ 点字やテキストデータ、字幕等の各種メディア変換教材等の作成・共有
- ⑤ 障害のある学生を主な対象にしたインターンシッププログラムの開発・実施
- ⑥ 様々な分野で活躍する障害者を講師としたキャリア教育講座の開発・実施
- ⑦ 個別の支援情報に関する資料を活用した進学・就職の際の移行支援
- ⑧ これらの取組により蓄積されたノウハウを踏まえた障害のある学生支援スタンダードの構築

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,295百万円)
29年度予算額 6,435百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



～都立あきるの学園(特別支援学校)における放課後子供教室～

東京都

活動の概要

・学校週5日制の完全実施を機に、特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させることを目的に実施。

活動が始まった経緯

- ・PTA主催で始まった「あきるのクラブ」と、太鼓クラブが連携し「チームあきる野」として放課後子供教室を委託運営することになった
- ・活動に賛同してくれる企業の協力を得て実施
(学校運営協議会の委員をしている企業のCSR担当から学校にボランティアの協力について打診があり)

実施内容

- 実施日:年間22日程度(土曜日を中心に長期休業中も実施)
- 場所:あきる野学園体育館など
- 平均参加児童生徒数: 80名程度

ポイント

- 参加を希望する人は、障害の種別や年齢、障害の有無を問わない
- ただし、事故を起こさないために、事前の準備を十分に行う
〈例〉・活動人数が多くなりすぎないように班分けを行う
・全体の動きがスムーズになるような動線を確保する

取組の効果

・近隣の大学の学生や企業の方など、さまざまな地域の方の協力を得ることで、屋外での活動や多様なプログラムの実施を可能としている

主な活動事例

- スポーツゲーム



賛同企業
横河電機株式会社HPより
【風船バレー教室実施の様子】

- 外国語で遊ぼう



賛同企業 横河電機株式会社HPより【外国語で遊ぼう!】

〔特別支援サポーターについて〕

特別支援サポーターとは、発達障害を含む障害のある方を対象として地域学校協働活動をサポートする者で、元特別支援学校教諭、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者などが想定されます。特定の資格や職業を指すものではありません。

- ◆ **すべての子供たちの放課後の安心・安全な居場所づくり**
- ◆ **特別な配慮を要する子供たちのサポート役の配置により、放課後子供教室の運営円滑化**
- ◆ **元特別支援学校教諭、障害者施設実務経験者など経験豊富な人材が参画**
- ◆ **教育活動推進員、教育活動サポーターと同様、主な経費は、活動を行う際の謝金など**

考えられる取組事例

- (1) **特別支援サポーターの配置により、すべての子供たちが多様なプログラムに参加**
 - ・放課後子供教室で提供している多様な体験プログラムに特別な配慮を要する子供たちの参加促進
 - ・教育活動サポーターとの役割明確化など、効率的な活動体制が実現
- (2) **学校と放課後子供教室の連携を強化**
 - ・学校の担当教諭と情報共有を図ることにより、子供に必要な支援内容の充実



- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

(1) 基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

(2) 大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」)

(3) 合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分を変えない)、④決定内容のモニタリング

(4) 紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学)

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

(3) 大学等から就労への移行(就職)

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

(4) 大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

(5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

(6) 研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

(7) 情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援